

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「適正な移植医療を推進すること」について

平成22年8月

健康局疾病対策課臓器移植対策室(辺見 聡室長)

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
施策大目標 分野	地域医療体制の整備	医療従事者の確保	医療サービスの促進	利用者視点に立った中、心臓病等）の促進	政策医療（がん、脳卒中、	感染症、難病等対策	医薬品・医療機器の適切な利用の促進	血液製剤の安定供給	ワクチンの安定供給	開発促進	新医薬品・医療機器の	医療保険制度	健康づくりの推進	健康危機管理

施策中目標	
1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
2	治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
3	適正な移植医療を推進すること
4	原子爆弾被爆者等を援護すること

【政策体系（文章）】

基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

施策大目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要
な医療等を確保すること

施策中目標 1 適正な移植医療を推進すること

(関連施策)

特に無し

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

- (項) 移植医療推進費：移植医療推進事業に必要な経費（一部）
移植医療の推進に必要な経費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標1) 臓器移植対策等を推進すること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	1,683	1,729	1,740	1,675	1,979
(決算額)(百万円)	(1,669)	(1,704)	(1,716)	(1,669)	

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

① 臓器移植対策について

臓器移植については、**臓器の移植に関する法律**（平成9年法律第104号。以下「臓器移植法」という。）により、脳死した者の身体からの眼球（角膜）、心臓、肺、肝臓及び腎臓などの移植が制度化されています。

この法律においては、国及び地方公共団体の責務として、移植医療について国民の理解を深めるために必要な施策を講ずることが規定されています。

② 骨髄移植対策について

骨髄移植対策については、平成3年12月から国（厚生労働省）の主導の下、(財)骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社、地方公共団体（都道府県、保健所設置市、特別区）の協力を得て、骨髄バンク事業を実施しています。

また、「**非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針**」（平成15年健発第1219005号）により、骨髄バンク事業の基本的な考え方や手続きの流れ等について確認するとともに、関係者の役割について明確化しています。

(2) 現状分析（施策の必要性）

①臓器移植対策について

臓器移植法施行（平成9年10月）から平成22年3月末までの間に、臓器移植法に基づき86名から臓器の提供がありました。一方、移植希望登録者数（平成22年3月末現在）は、心臓166名、肺142名、肝臓277名等（（社）日本臓器移植ネットワーク調べ）となっており、移植を必要とされる1人でも多くの患者に移植の機会を提供するため、臓器移植に関する知識や意思表示方法の普及啓発を含め、臓器移植法の適切な運用に努めていく必要があります。

また、脳死下での臓器提供数が少ないことや、15歳未満からの脳死での臓器提供が認められていないこと等を背景として、議員立法により複数の臓器移植法の改正案が提案され、平成21年通常国会において、親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示することができること、本人意思が不明な場合であっても家族の書面による承諾により脳死判定・臓器摘出を可能とし、15歳未満の者からの臓器提供の途を開くこと等を内容とする「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が議員立法により成立し、平成22年7月17日（親族優先提供に関する規定は同年1月17日）より施行することとされました。

このため、改正法を踏まえた対応も求められることとなりました。

②骨髄移植対策について

白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症等の血液難病の患者にとって、骨髄移植は有効な治療法ですが、移植のためには、骨髄提供者（ドナー）と患者の白血球の型（HLA型）が適合する必要があります。

しかし、HLA型が一致する確率は、兄弟姉妹間においては4分の1、非血縁者間では数百分の1から数万分の1といわれています。HLAが一致する確率を高め、骨髄移植の機会を公平に確保するためには、広く国民から骨髄提供希望者を募り、多くのHLAを登録するとともに、ドナーと患者のHLAの適合性等、医学的見地からの統一した基準の下で、第三者機関があっせんを行う必要があります。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. 評価と今後の方向性

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）	—	4,968	14,095	21,426	23,987
達成率		—%	—%	283.7%	152.0%	112.0%
2	骨髄移植ドナー登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378
達成率		118.6%	114.0%	110.7%	109.4%	106.7%
3	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	908	963	1,027	1,118	1,232
達成率		106.7%	106.1%	106.6%	108.9%	110.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は(社)日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2及び指標3は、(財)骨髄移植推進財団の調べによる。 指標1及び指標2の数値は各年度末時点である。 指標3は当該年度の数値である。 						

(指標の分析：有効性の評価)

すべての指標について、前年度より増加していることから、本施策は有効と考えられます。

(効率性の評価)

①臓器移植対策について

臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できます。

②骨髄移植対策について

骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成 21 年度は移植件数が約 1 割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できます。

(今後の方向性)

①臓器移植対策について

平成 21 年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書が一体となったリーフレットを作成するとともに、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど、効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしています。

また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしています。

②骨髄移植対策について

骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は 95.1%（平成 21 年実績。国内患者に限る。）に達しましたが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっています。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植がありますが、採取に先立ち投与される薬剤の長期的安全性を確認するため、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきたところですが、今後は、ドナーの選択肢を増やすためにも、平成 21 年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討します。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

(1) 施策小目標1「臓器移植対策等を推進すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標1と同じ	—	4,968	14,095	21,426	23,987
達成率		—%	—%	283.7%	152.0%	112.0%
2	骨髄移植ドナー登録者数（単位：人）（前年度以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標2と同じ	242,858	276,847	306,397	335,052	357,378
達成率		118.6%	114.0%	110.7%	109.4%	106.7%
3	非血縁者間骨髄移植実施数（単位：人）（前年度以上／毎年度） ※施策中目標に係る指標3と同じ	908	963	1,027	1,118	1,232
達成率		106.7%	106.1%	106.6%	108.9%	110.2%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は（社）日本臓器移植ネットワークの調べによる。なお、臓器提供意思登録システムは平成19年3月5日に共用を開始したため、平成17年度までの当該数値は存在しない。 指標2及び指標3は、（財）骨髄移植推進財団の調べによる。 指標1及び指標2の数値は各年度末時点である。 指標3は当該年度の数値である。 						

（事務事業等の概要）

①臓器移植対策について

- ・臓器移植のあっせんに関する事業
臓器移植を公平に実施するため、第三者機関である臓器移植法第12条に基づくあっせん機関が臓器移植に係る連絡調整等を行う。
- ・臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業
適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。
- ・臓器移植に係る普及啓発に関する事業
広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行う。

②骨髄移植対策について

白血病等の治療に有効な骨髄移植を推進するため、以下の事務事業等を実施

- ・骨髄移植のあっせん業務を行う際の連絡調整者（コーディネーター）の確保を図るとともに、ドナーを確保するための普及啓発等を行う骨髄移植対策事業
- ・骨髄移植に必要なドナーのHLAの検査・登録等を行う骨髄データバンク登録事業

（評価と今後の方向性）

①臓器移植対策について（別表1-1参照）

臓器提供に関する意思表示を従来から公共機関等に設置している「臓器提供意思表示カード（シール）」を入手して記入する方法に加え、インターネット及びモバイルサイトから行うことができるようにしたことにより、手軽に登録が可能でかつ普及が進んでいるパソコン等を使用するため、意思登録者数が年々伸びており、本施策は効率的に実施されていると評価できます。

今後は、平成21年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書きが一体となったリーフレットを作成するとともに、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど、効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしています。

また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしています。

②骨髄移植対策について（別表1-2参照）

骨髄移植件数は年々増加している一方、骨髄移植のコーディネート期間（患者が骨髄バンクに登録してから移植を受けるまでの期間）は短縮傾向にあり、平成21年度は移植件数が約1割増となった一方でコーディネート期間は前年度と同じであったことから、本事業は効率的に実施されていると評価できます。

骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達しましたが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっています。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

また、骨髄移植と同様の治療効果が得られる造血幹細胞移植の方法として、末梢血から造血幹細胞を採取する末梢血幹細胞移植がありますが、採取に先立ち投与される薬剤の長期的安全性を確認するため、これまでは血縁者間（骨髄バンクを介さない）のみで実施されてきたところです。今後は、ドナーの選択肢を増やすためにも、平成21年度末まで実施した薬剤の長期的安全性に係る研究結果を踏まえ、非血縁者間における末梢血幹細胞移植を骨髄バンク事業の一環として、段階的に導入する方向で検討します。

*各事業の詳細な評価は、別表を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し — 現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
9～ 3月	厚生科学審議会疾病対策 分科会臓器移植委員会	改正法の施行に向けた課題等につ いて、有識者と意見交換 (なお、委員会とは別に作業班を設 け、法律面、実務面、医学面からの 検討も実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・省令・ガイドライン等 改正 ・臓器提供意思表示カー ドの様式の見直し ・新たな制度の周知・広 報方策 についての検討に活か した
随時	厚生労働省に寄せられ た「国民の皆様の声」 の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額/現状維持/減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

臓器移植対策については、改正法の施行状況も踏まえつつ、検討を行う必要があると考えています。

(4) 指標の見直しについて

医療技術の向上等により、骨髄移植と同様に、白血病等の治療に有効な方法であるさい帯血移植が増加しているほか、今後は末梢血幹細胞移植の導入も検討されることから、患者は病状や治療方針に適した移植方法を選択することが可能となってきています。このため、非血縁者間骨髄移植の実施数については、必ずしも普及啓発等の施策が反映されるとはいえない面があることから、平成22年度以降はこれに代わる指標を検討することとしました。

8. 有識者の知見の活用について

本評価書自体についての審議ではありませんが、本評価書は、「6. 施策の随時の見直し-現状把握の取組」欄に記載した委員会等において専門家の方々よりいただいた御意見を踏まえ、作成しています。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

3 (1) 関係

○臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=ourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=403

○非血縁者間骨髄移植の実施に関する指針（平成15年健発第1219005号）

http://www.ourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=tsuchi&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL&KEYWORD=&EFSNO=1892

4、5 関係

○移植希望登録者数（（社）日本臓器移植ネットワーク）

<http://www.jotnw.or.jp/datafile/index.html>

○骨髄移植ドナー登録者数及び非血縁者間骨髄移植実施数（（財）骨髄移植推進財団）

<http://www.jmdp.or.jp/data/>

6 関係

○厚生科学審議会疾病対策分科会臓器移植委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000008f2q.html#shingi29>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（I-5-3）

別表1-1 「臓器移植対策事業」（事業評価シート）

別表1-2 「骨髄移植対策事業」（事業評価シート）

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】
---------	-------------	--------	---------------	---------	------------------	-----------------	---------------

基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

I-5-3	健康局疾病対策課臓器移植対策室(臓器移植対策室長: 峯村芳樹)	I-5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	I-5-3 適正な移植医療を推進すること		＜施策中目標に係る指標＞												
					1 臓器提供意思登録システム登録者数	前年度以上/毎年度	23,987人(21年度)【112.0%】										
					2 骨髄移植ドナー登録者数	前年度以上/毎年度	337,378人(21年度)【106.7%】										
						3 非血縁者間骨髄移植実施数(※21年度限りの指標)	前年度以上/毎年度	1,232(21年度)【110.2%】									
			施策小目標 1 臓器移植対策等を推進すること		・臓器移植対策事業 ・骨髄移植対策事業		＜施策小目標に係る指標＞										
							臓器提供意思登録システム登録者数 ※施策中目標に係る指標 1 と同じ	前年度以上/毎年度	23,987人(21年度)【112.0%】								
							骨髄移植ドナー登録者数 ※施策中目標に係る指標 2 と同じ	前年度以上/毎年度	337,378人(21年度)【106.7%】								
			非血縁者間骨髄移植実施数(※21年度限りの指標。施策中目標に係る指標 3 と同じ)	前年度以上/毎年度	1,232(21年度)【110.2%】												
評価予定表					備考												
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>					19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ			
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-3-(1)						
事業評価シート								
予算事業名	臓器移植対策事業	事業開始年度	平成15年度					
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課臓器移植対策室（臓器移植対策室長 辺見 聡）							
根拠法令（具体的な条文（〇条〇項など）も記載）	臓器の移植に関する法律 第12条、第17条の2							
関係する通知、計画等	臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン） 臓器移植対策事業実施要綱 臓器移植対策事業費補助金交付要綱							
予算体系	(項)移植医療推進費 (大事項)移植医療推進事業に必要な経費 (目)移植対策事業費補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接〕（補助先・実施主体：(社)日本臓器移植ネットワーク）							
	<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	4/38	常勤役員数	1/3	非常勤役員数	3/32	監事等	0/3
	職員総数	41	内、官庁OB	0	役員報酬総額	22,000千円	官庁OB役員報酬総額	10,000千円
	積立金等の額	0	内訳	—	今後の活用計画	—		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	臓器移植に関する研究及び臓器の提供のあっせんを行う等、臓器移植に関する普及啓発を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	臓器提供者（ドナー）及び家族、臓器移植希望者（レシピエント）、その他移植関係者						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	①臓器移植のあっせんに関する事業 重い病気により臓器の機能が低下し、他の治療法がない場合に行う臓器移植を公平に実施するため、第三者機関である当該法人が臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。 ②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業 適切に脳死判定・臓器提供が行われるよう医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。 ③臓器移植に係る普及啓発に関する事業 移植医療に必要な「提供者（ドナー）」を確保するとともに、広く国民に移植医療の知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行う。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	532 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数		
	人件費	276 百万円		担当正職員	263,080 千円	57	人	
総計	808 百万円	臨時職員他		13,283 千円	21	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	630						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	595						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	512						
	H21(決算見込)	506						
H22予算	808							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	補助金（臓器移植対策事業費）807,778千円 補助率：定額（1/2相当、10/10相当） ※あっせん業務に直接関係する事業である「あっせん業務関係事業費」及び「あっせん事業体制整備費」については10/10相当、その他事業である「普及啓発事業費」及び「運営管理費等経費」については1/2相当							

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-3-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	臓器移植対策事業	事業開始年度	平成15年度			
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課臓器移植対策室（臓器移植対策室長 辺見 聡）					
事業/制度の 必要性	<p>①移植医療は、「患者」と「医療機関」だけでは成立せず、無償で臓器を提供する「提供者(ドナー)」があって、はじめて成立するという他の医療にない特徴を有する。移植機会の公平性を確保しつつ、効果的な移植を行うためには、ドナーとレシピエントの適合について、医学的な統一の基準の下で、第三者機関があっせんを行うことが必要不可欠である。</p> <p>②また、適切に脳死判定・臓器移植が行われるためには、医療機関におけるマニュアルの作成や医療関係者の研修などの体制整備やあっせん業に従事する職員に対する法的知識や医学的知識の習得が必要不可欠である。</p> <p>③我が国は諸外国に比べても脳死下での臓器提供数が著しく少ないなかで、移植の機会を待っている患者の数に比べて圧倒的にドナー数が少ない状況にあることから、一人でも多くの方に移植医療について理解していただき、臓器提供の意思表示をする環境を整えていくことが必要であり、そのための普及啓発は不可欠である。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	なし					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>改正臓器移植法第17条の2において「国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臓器あっせん体制の確保(厚生労働省、(社)日本臓器移植ネットワーク、アイバンク) ・移植医療に関する普及啓発(厚生労働省、地方公共団体、(社)日本臓器移植ネットワーク、アイバンク、腎バンク、民間団体) ・意思表示に関する環境整備(厚生労働省、総務省、財務省、文部科学省、警察庁、(社)日本臓器移植ネットワーク) 					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%			
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		臓器提供意思登録システム登録者数（前年度以上／毎年度）	人	14,095 【283.7%】	21,426 【152.0%】	23,987 【112.0%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		臓器提供に関する意思をインターネットやモバイルサイトから登録できる臓器提供意思登録システムでの登録者数は、前年度以上の水準となっており、移植医療に関する普及啓発が有効に行われていると考えられるが、我が国では、移植の機会を待っている患者の数に比べて圧倒的に臓器提供者数が少ない状況にあることから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境の整備に引き続き取り組んでいく必要がある。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	平成21年の臓器移植法改正により、国は、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずると規定されたことから、一人でも多くの方に移植医療に関する知識を深めていただき、臓器提供に関する意思表示をしていただけるよう臓器提供意思表示カードと臓器移植に関する知識や記入方法等の説明書きが一体となったリーフレットを作成し、運転免許証や医療保険の被保険者証の裏面に意思表示記入欄を設けるなど効果的な普及啓発及び意思表示に関する環境整備を図ることとしている。また、改正法施行後の臓器移植が円滑かつ適正に実施されるよう臓器移植コーディネーター等あっせん事業従事者の増員や臓器提供意思登録システムの改修等のあっせん体制の整備・強化を図ることとしている。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 9年 臓器の移植に関する法律の成立・施行 臓器移植法第12条に基づく臓器あっせん業を開始 ・平成21年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の成立 ・平成22年 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の施行 <p>臓器移植法改正を踏まえた臓器移植あっせん体制の確保、移植医療や意思表示方法に関する効率的・効果的な普及啓発活動を行うなど、臓器移植を円滑に推進するための取り組みの強化に必要な経費の確保を図っているところである。 一方で、事業を効率的かつ効果的に実施する観点から、平成22年度においては、研修の見直しなど経費の削減に努めたところである。</p>				

政策評価体系上の位置付、通し番号		I-5-3-(2)				
事業評価シート						
予算事業名	骨髄移植対策事業		事業開始年度	平成15年度		
担当部局・課室名 作成責任者	健康局疾病対策課臓器移植対策室（臓器移植対策室長 辺見 聡）					
事業/制度の 必要性	<p>骨髄移植は、白血病等の根治療法として有効な方法である。移植のためには、ドナーと患者のHLAが適合する必要があるが、血縁者間でも兄弟姉妹間では4分の1の確率、親子ではまれにしか一致せず、非血縁者間では数百から数万分の1の確率でしか一致しない。</p> <p>HLAが一致する確率を高め、骨髄移植の機会を公平に確保するためには、広く国民から骨髄提供希望者を募り、多くのHLAを登録するとともに、ドナーと患者のHLAの適合性等、医学的見地からの統一した基準の下で、第三者機関があっせんを行うことが必要不可欠である。</p> <p>平成21年度末における骨髄ドナー登録者数は、35万7千人を超え（直近10年で約3倍増）、骨髄バンクに新規登録した国内患者は2,018人（21年度）、骨髄バンクを介した移植実施数は1,232件（同）（直近10年で約倍増）となっている。</p> <p>事業を廃止した場合、非血縁者間骨髄移植を受けている毎年1,000人以上の患者が移植を受けられなくなるほか、骨髄液の売買等により移植機会の公平性が失われることが懸念される。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>骨髄バンク事業は、厚生労働省主導の下、骨髄移植推進財団が主体となり、日本赤十字社及び地方公共団体の協力を得て実施されている。</p> <p>○骨髄移植推進財団：患者の受付・登録、患者とHLAが適合するドナー候補者のコーディネート、ドナーと医療機関の連絡調整、ドナー登録会の開催、普及啓発等を実施</p> <p>○日本赤十字社：ドナーのHLA検査、データ登録管理、ドナーのHLAデータの検索、ドナー登録会の開催等を実施</p> <p>○地方公共団体：一部の保健所でのドナー登録受付、ドナー登録会の開催、普及啓発等を実施</p>					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率			%	100	100
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		骨髄移植ドナー登録者数（前年度以上／毎年度）	人	306,397 【110.7%】	335,052 【109.4%】	357,378 【106.7%】
		非血縁者間骨髄移植実施数（前年度以上／毎年度）	人	1,027 【106.6%】	1,118 【108.9%】	1,232 【110.2%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。適宜アウトプット 指標に言及)		ドナー登録者数、骨髄移植件数ともに年々増加しているが、骨髄移植を必要とする患者が一人でも多く移植を受けられるよう、ドナーの安定的な確保、移植率の向上、連絡調整（ドナー検索結果が出てから骨髄採取までの）期間の短縮等に取り組んでいく必要がある。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	ドナー登録者数、骨髄移植件数ともに達成水準を満たし、骨髄バンクにより適合するドナー候補者が検索される率は95.1%（平成21年実績。国内患者に限る。）に達したが、骨髄移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は、60.6%（同上）にとどまっている。一人でも多くの患者が移植を受けられるよう、引き続きドナー登録者の拡大を図るとともに、コーディネート期間の短縮やドナー登録者の提供意思の維持（リテンション）対策等、総合的な対策に取り組んでいく必要がある。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—				
特記事項 (事業/制度の沿革、これ までの予算の削減に向け た取組み、目標達成のた めの関連事業等)		公益法人等への国庫補助金支出の徹底的な見直しの観点より、事業及び支出額の見直しを行い、既に22年度予算においては、骨髄ドナーのHLA検査経費、コーディネーター等の研修経費、各種会議費、普及啓発経費等の縮減を図ったところである。骨髄移植件数が年々増加する中、更なる予算額の削減は事業の運営上困難であるが、今後とも必要に応じて事業の効率化に努めていく。				